

令和7年5月30日  
福祉部保護課

「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」に係る事業評価について

## 1 概要

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制の狭間のニーズへの対応として、重層的支援体制整備事業本格実施し、当該事業のコンセプトに、「世代や属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することを必須にしています。

寝屋川市では令和7年度から本格実施する重層的支援体制を確立するために、まずは試行として「属性を問わない相談支援」とする包括的相談支援事業及び多機関協働事業の取組を進め、また、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」については、現在、関係機関（他部局を含む。）が展開している既存事業を活用しながら、参加支援事業や地域づくり事業、更には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とする仕組みとして取り入れることで、本事業の目的である複雑で多様なニーズを持つ個人やコミュニティに対して、適切な支援を段階的に、かつ効果的に提供することができ、併せて、多層的な支援の提供や資源の効率的な活用、予防と早期対応などと、安定した支援を提供することが可能となります。

この重層的支援体制整備事業として、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）の枠組のなかで「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」が位置付けられています。

## 2 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域住民の複雑化・複合化するニーズに対応し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりのため、生活課題に柔軟に対応できるよう、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を目的としています。

地域とのつながりを持ちながら支援を受けられる環境を整備します。

対象者：生活困窮者、地域住民

事業内容：(1) 地域住民のニーズ、生活課題の把握

地域住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。

(2) 地域住民の活動支援、情報発信等

(1)により把握したニーズなど、地域における住民ニーズ、生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動の活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

### 3 既存事業の活用＜仕組み＞※関係機関による事業展開

現在、寝屋川市社会福祉協議会では、概ね小学校ごとに設置している地域の福祉活動の中核を担う校区福祉委員会が中心となり、一人ひとりの困り事や地域の状況に応じた地域の福祉活動を進めており、「地域づくりに向けた支援」を取組とする事業として、「小地域ネットワーク活動推進事業」を実施しております。

つきましては、事業内容が類似していることから、本事業を重層的支援体制整備事業の枠組みの中で「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」と位置付けます。

また、位置付けることにより、国庫補助金対象事業に該当します。

「小地域ネットワーク活動推進事業」について

実施主体：校区福祉委員会 実施補助：寝屋川市社会福祉協議会

概要

日々の暮らしの中で誰もが安心して暮らせる地域社会を築くため、近所の人々とのつながりを強め、助け合っていける地域社会の実現を目指す事業です。

具体的な活動

(1) 校区福祉委員長協議会の開催

(2) 小地域ネットワーク推進委員会の開催

- (3) 校区福祉委員会ボランティア部会長会の開催
- (4) 校区福祉委員研修会の開催
- (5) 事例研修会の実施

## 5 寝屋川市社会福祉審議会による事業評価<新たな仕組み>

本事業の実施にあたって、地域福祉計画を踏まえつつ、地域住民の活動支援、地域市民ニーズの把握に関する成果目標を立てるとともに、当該事業は国庫補助申請を予定しており、補助金申請要件に学識有識者や現場有識者等が参画した検証の場を設け、国へ報告することとなっております。

この検証の場としましては、寝屋川市社会福祉審議会での事業評価をお願いします。

なお、寝屋川市社会福祉審議会での事業評価していただいた結果をもとに、福祉部及び寝屋川市社会福祉協議会と協議し、今後の福祉事業立案につなげます。

## 6 スケジュール

別紙スケジュールのとおり。

